

第4章 計画の内容

基本目標Ⅲ

だれもが安心していきいき過ごせる社会づくり

【現状と課題】

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。また、DV は子どもへの身体的暴力や面前 DV など間接的暴力を伴うこともあり、児童虐待としても問題となっています。

本市では、あらゆる暴力の根絶に向けた情報提供や啓発、また、DV被害者が安心して安全に相談できるよう取組を行っているところです。

しかし、意識調査では、主な相談先は友人・知人、家族や親戚が約 6 割であり、公的な相談窓口を利用していない人が多いのが現状です。

今後も、若年層へのデートDV等を含め、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動や身近な相談機関の体制づくり、相談支援体制の充実など継続して実施していく必要があります。

また、高齢者単独・夫婦世帯やひとり親世帯、単身世帯など世帯が多様化し、それに伴い経済的に困難を抱えている世帯も増えています。

特に、女性は、男性に比べ雇用者に占める非正規雇用労働者の割合が高いことが、貧困に陥りやすい背景の一つとなっており、経済面を含む生活上の様々な困難の解決を図ることが重要となります。そのために、誰もが安心して暮らせるよう相談しやすい環境づくりや男女共同参画の視点に立った自立支援等に取り組むことが必要です。

本市においても、令和元年の東日本台風の被害等、台風や大雨による大きな災害が発生しています。防災に関する知識や平常時の備えなど意識の高まりがある中で、今後、国の「防災基本計画」、「避難所運営ガイドライン」、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等に基づき、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進することが必要です。

施策の方向1

女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】



- 女性に対する暴力の根絶に向け、より一層DVに関する啓発を行うとともに、被害者が相談しやすい体制や安全を確保する保護体制の充実を図ります。
- 被害者の自立・生活再建に向けて、関係各課や関係機関と連携をとりながら切れ目のない支援を図ります。

◇この施策の方向1を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律※2（DV防止法）」第2条の3第3項の規定に基づく「DV対策基本計画」として位置づけ、暴力防止のための啓発や被害者に対する相談などの支援に取り組みます。

成果指標

項目	令和2年度 実績	令和8年度 目標
DV(ドメスティック・バイオレンス)の認知度	77.5%	80.0%
デートDV(交際相手からの暴力)の認知度	54.0%	60.0%

※鹿沼市男女共同参画社会に関する意識調査(令和2年度)

※1 DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者等の親密な関係にある、または親密な関係にあった人(事実婚、元配偶者、共同生活者を含む)からの暴力をいいます。「なぐる」「ける」といった身体への暴力だけでなく、「大声で怒鳴る」、「無視する」、「子どもに危害を与えるといっておどす」などの精神的暴力や、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性的行為を強要する」などの性的暴力などがあります。

※2 配偶者暴力防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者やパートナーからの暴力の防止及び被害者の保護、支援を図ることを目的とする法律です。

《施策概要》

(1)DV 被害者等支援対策の推進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
46	DVに関する相談支援	女性相談において、各相談機関と連携し、DVに関する相談を実施します。	人権推進課
47	DV被害者の自立支援	DVにより避難した家庭等が新たな生活を始められるよう、福祉事務所等関係機関との連携により、自立に向け支援します。	人権推進課
48	児童虐待に関する相談支援	家庭相談員による相談・支援の充実及び要保護児童対策ネットワーク会議の強化を図り、児童虐待の早期発見・支援の充実を図ります。 児童の保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において、一定の期間、養育・保護を行います。	こども総合サポートセンター

(2)女性に対する暴力を根絶するための取組

No.	事業名	事業内容	推進担当課
49	女性に対する暴力根絶や人権意識の高揚のための啓発	広報紙による啓発やパープルリボン ^{※3} を活用した啓発活動等を実施し、DVに対する正しい理解をするための啓発を行います。	人権推進課
50	児童虐待防止の啓発	オレンジリボン運動 ^{※4} の実施、リーフレット等の配布等を通じて、児童虐待防止に関する啓発を行います。	こども総合サポートセンター

(3)若年層を対象とした暴力等被害防止の取組

No.	事業名	事業内容	推進担当課
51	若年層や学校・教職員を対象としたデートDV等防止のための啓発	若年層や学校・教職員を対象にデートDV ^{※5} やJKビジネス ^{※6} 、性暴力の予防や対応に関する啓発を行います。	人権推進課

女性に対する暴力をなくす運動



ステッカー

※3 パープルリボン

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンを身につけることにより、暴力の下に身を置いている被害者に対して一人でないことを伝え、励ますとともに、女性に対する暴力の根絶を訴える運動です。

※4 オレンジリボン運動

子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動をいいます。オレンジリボン運動を通して、子どもへの虐待の現状を伝え、多くの子ども虐待に関心を持ってもらい、虐待のない社会を目指しています。

※5 デートDV

結婚や同棲をしていない交際相手からの暴力をいいます。その暴力には身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などの多様な暴力を含まれます。

※6 JKビジネス

女子高校生(JK)など、児童の性を売り物にする営業のことをいいます。本人が危険性を十分認識しておらず、重大な性被害等につながる恐れがあります。

施策の方向2

生涯にわたる健康や生きがいづくりの支援



- 人生100年時代を見据え、ライフステージ※7に応じた身体と心の健康管理・保持増進と生きがいづくりを支援する取組の充実を図ります。

成果指標

項 目	令和2年度 実績	令和8年度 目標
乳がん検診受診率	30.9%	36.0%
子宮がん検診受診率	27.7%	33.0%
食生活改善推進員活動回数	43回	80回
ふれあいスポーツ大会参加者数	中止	300人
高齢者フェスティバル参加者数	中止	1,000人
介護予防普及啓発事業参加者数	175人	5,000人

※7 ライフステージ

年齢に伴って変化する生活段階。人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期の段階をいいます。また、家族については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられます。

《施策概要》

(1)健康づくりの推進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
52	各種検診の推進	性のライフスタイルに応じた健康管理と疾病の早期発見等の充実、地域の健康問題を把握し、地域全体の健康づくりに努めます。 ・乳がん検診 ・子宮がん検診	健康課
53	市民による健康づくり活動の推進	食生活改善推進員により、地域の健康問題を把握し、家族や地域の人達と共に健康づくりに努めます。 ・食生活改善推進員の活動	健康課
54	食育の推進	性別、年齢、ライフスタイルに合わせた食の取り組みを展開することにより、心身の健康も維持できるように努めます。 ・健康教室の実施 ・料理教室の実施	健康課
		乳幼児期から健康な食生活の基礎を培うとともに、食を通じた人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保育の一環として乳幼児期に合わせた食に関する取り組みを推進します。 ・食育教室の実施	保育課
		将来にわたり健康に生活していけるよう食に関する正しい知識や食生活を身に付けるため、学校給食を通じた食育の取り組みを推進します。 ・栄養教諭等による食に関する指導	学校教育課

(2)生きがいづくりの支援

No.	事業名	事業内容	推進担当課
55	生きがいづくりの支援	高齢者の老後を健全で豊かにするため、老人クラブ事業を支援します。 ・老人クラブ連合会運営補助 ・単位老人クラブ活動補助	高齢福祉課
		働くことによる、高齢者の生きがいと社会参加を促進します。 ・シルバー人材センター運営補助 ・シルバー人材センター運営事業貸付	高齢福祉課
		地域生活支援事業、社会参加促進事業を実施することにより、イベント・スポーツを通じ生きがいづくりの理解を深めます。 ・ふれあいスポーツ大会の実施	障がい福祉課
56	高齢者の孤立を防ぐ交流事業の推進	生きがいづくり、閉じこもり防止、社会参加への積極的推進を図ります。 ・高齢者フェスティバル事業の実施 ・高齢者トレーニングセンター事業の実施	高齢福祉課
		高齢者の憩いの場・多世代交流などふれあい活動を推進します。 ・高齢者福祉センター事業の支援 ・生きがい活動支援通所事業(ほっとホーム) ・生きがい支援事業(ほっとサロン)	高齢福祉課
		介護予防事業への参加を通じ、介護予防の取り組み及び社会参加を推進します。 ・介護予防普及啓発事業	高齢福祉課

施策の方向3



子育てへの社会的支援

- 母性の保護や母子保健に関する取組は、本市の未来を担う子どもたちが健やかに育つためにも重要な取組として、充実を図ることが求められています。
- 安心して出産、子育てができる環境を整備し、子育て不安の軽減が図れるよう事業を充実していきます。

成果指標

項 目	令和2年度 実績	令和8年度 目標
妊娠届時の母子保健専門職による相談の実施率	100%	100%
赤ちゃんふれあい体験交流事業による子育てへの関心度	80%	80%



赤ちゃんふれあい
体験交流事業



《施策概要》

(1)母性保護の推進・啓発

No.	事業名	事業内容	推進担当課
57	母と子の健康相談支援	母と子の健康を守るため、各種健康教育や相談事業、訪問指導の充実を図ります。 ・プレパパ・プレママデビュー塾 ・妊産婦健康相談 ・妊産婦訪問指導	健康課
58	妊産婦健康診査	妊産婦の健康診査の経済的負担軽減と異常の早期発見を図ります。 ・妊産婦一般健康診査助成事業(ハローベビー券)	健康課
59	母性保護の啓発	マタニティマーク※8グッズを配布し、母性保護の啓発を行います。 ・マタニティマーク普及啓発事業	健康課
60	思春期保健事業	思春期の健康増進のため、各機関と連携強化を図ります。 ・小中学校健康教育の実施	健康課



マタニティマーク

※8 マタニティマーク

妊産婦が身につけることによって、周囲が妊産婦に対する配慮をしやすいことを目的に、厚生労働省の「健やか親子21」推進検討会が平成18年に募集・決定したマークのことをいいます。

(2)子育て期の健康と育児支援

No.	事業名	事業内容	推進担当課
61	子育て支援環境の整備	家庭相談員による相談体制を充実し、子育て世代包括支援センターや総合教育研究所等の関係機関との連携により総合的な子育て相談を実施します。	こども総合サポートセンター
		子育て世帯の育児相談や指導、子育てサークル等への支援を実施することにより、地域で安心して子育てできる環境を整備します。 ・つどいの広場の事業の実施	保育課
62	子育てに関する助成制度	児童の健康な成長と母親の健康を守るため、医療費を助成します。 ・こども医療費助成 ・妊産婦医療費助成 ・養育医療費助成	子育て支援課
63	子育て保健サービス事業	子育て保健の向上のため、健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導等の充実を図るとともに地域に密着した母子保健組織の育成指導を行います。 ・乳幼児健診 ・健康教育 ・訪問指導 ・地区組織活動の充実 ・子育て世代包括支援センターの運営	健康課
		産後の不安解消と育児支援のために全戸訪問し、虐待の防止と早期発見に努めます。 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業 ・養育支援訪問事業	健康課

(3)少子化対策の推進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
64	子育て家庭支援のための保育料助成制度	多子世帯の保育料を減額及び免除することにより、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。	保育課
65	不妊治療支援事業	不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	健康課
66	結婚対策事業	結婚を望む独身男女に出会いの場を提供し、幸せな家庭を築くための第一歩を支援します。 ・仲人会支援事業 ・出会いの場提供事業 ・とちぎ結婚支援センター運営への参画	子育て支援課
67	少子化対策事業	小中学生を中心に、赤ちゃんに触れ合うことを通して、命の尊さや将来の子育てに対する期待や意欲を育みます。 ・赤ちゃんふれあい体験交流事業	子育て支援課

施策の方向4

安心して暮らせる環境の整備



- 生活上のさまざまな困難の解決を図るため、誰もが安心して暮らせるよう相談しやすい環境の整備を図ります。
- 高齢者、障がい者、ひとり親、性的マイノリティ、外国人住民などの自立に向けた力を高めるための生活支援、安心できる生活環境の確保等、総合的な支援を行います。
- 防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を進めます。

成果指標

項 目	令和2年度 実績	令和8年度 目標
ひとり親へ就労支援の給付金を支給した者の就業率	100%	100%
権利擁護・虐待防止に関する研修会参加者数	中止	30人
日本語教室参加者数	123人 (一部中止)	960人
日本語指導ボランティア等養成講座受講者数	7人	20人
防災士の養成数 (女性の人数)	中止	50人 (10人)

《施策概要》

(1) 困難を抱える人が安心して暮らせるための相談・啓発

No.	事業名	事業内容	推進担当課
68	人権なんでも相談	人権に関する相談について、人権擁護委員による相談を実施します。	人権推進課
69	女性相談	女性相談員によるDVや離婚等の相談を実施します。	人権推進課
70	法律相談	法律問題の解決を図るため、弁護士による相談を実施します。	生活課
71	市民生活相談	日常生活の困りごと・心配ごとについて、相談員による相談を実施します。	生活課
72	消費生活相談	消費生活相談員による商品やサービスに関するトラブルなど消費生活全般についての相談を実施します。	生活課
73	青少年相談	青少年相談員による子ども、若者の思春期における悩み、ひきこもり、ニート、非行などの相談を実施します。	こども総合サポートセンター
74	生活支援相談	生活相談・支援センターにおいて、生計の悩みを相談員が聞き、問題解決に向けて支援します。	厚生課
75	成年後見制度相談	司法書士が成年後見制度に関する相談に応じます。	高齢福祉課

(2)高齢者・障がい者・ひとり親等への支援

No.	事業名	事業内容	推進担当課
76	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の生活の安定と児童福祉の向上のため、母子・父子自立支援員による相談事業やハローワークとの連携による個々のニーズに合った自立支援計画の策定を行います。	こども総合サポートセンター
77	ひとり親家庭の就業支援	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、自立支援給付金事業等の情報を提供し、就業を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・県の福祉資金貸付金の相談 	こども総合サポートセンター
78	ひとり親家庭の福祉向上	ひとり親家庭福祉会活動を支援することにより、ひとり親家庭の負担軽減や福祉の向上を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭優待事業 	こども総合サポートセンター
79	ひとり親家庭等への助成制度	医療費助成や児童扶養手当・遺児手当の支給により、ひとり親家庭等の経済的支援を行います。	子育て支援課
80	障がい児・者等への支援	障害者手帳交付時等に、「障がい福祉の手引き」等を配布し、障がい児・者向け各種制度の情報提供を行います。	障がい福祉課

No.	事業名	事業内容	推進担当課
81	高齢者等への支援	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関が連携体制を強化し、権利擁護や虐待防止の相談や研修会を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護ケース検討会議 ・権利擁護個別相談会 ・虐待ケース対応及び会議 ・権利擁護・虐待防止に関する研修会の開催 	高齢福祉課
		<p>高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護保険サービスの拠点となる地域密着型サービス事業所の整備促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)整備 ・小規模多機能型居宅介護事業所整備 	介護保険課
82	生活困窮者自立支援事業	<p>生活困窮世帯の家計・就労等相談に対し、問題解決のために、関係部署や機関との調整・連携を図り、包括的な自立支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業 ・家計改善支援事業 	厚生課
83	<u>新規</u> 性的マイノリティへの支援	<p>パートナーシップ宣誓制度による行政サービスの対応を行うことにより、性的マイノリティへの支援をします。</p>	人権推進課

(3)外国人住民への支援

No.	事業名	事業内容	推進担当課
84	外国人住民への相談支援	外国人住民の生活上の問題を解決するため、国際交流協会と連携し、中間支援の人材を確保するとともに、外国人相談窓口での相談支援を実施します。	地域活動支援課
85	コミュニケーションの支援と生活情報の発信	国際交流協会と連携し、日本語教室の開催やその教室を支援する指導ボランティアを養成することで、外国人住民と日本人住民とが互いにコミュニケーションが取りやすい環境をつくります。 ・日本語教室の開催 ・日本語教室指導ボランティア養成講座及びレベルアップ講座の開催 ・「やさしい日本語」による情報提供	地域活動支援課
		外国人住民が生活するのに必要な情報を提供するため、多言語版の資料を作成し、配布・配信します。 ・多言語版「広報かぬま」の作成と配布 ・多言語版広報アプリの導入 ・「くらしのガイド」多言語版の動画配信	地域活動支援課
86	外国人住民児童生徒教育支援	国際交流協会や関係部署と連携し、日本語能力が十分ではない児童生徒やその保護者を支援することで、充実した学校生活を送ることができるようにします。 ・日本語ボランティアへの配置、紹介 ・懇談時の通訳、通知等の翻訳 ・入学や学校生活等への協力	学校教育課
87	多言語版パンフレットの作成・配布	各種パンフレットの多言語版を作成し、外国人住民へのわかりやすい情報提供を行います。	地域活動支援課

(4)災害時における男女共同参画 **新規**

No.	事業名	事業内容	推進担当課
88	新規 避難所設置・運営における男女共同参画の推進	被災者支援において、女性の視点に配慮した避難所設置・運営を推進します。	危機管理課
89	災害時における避難行動要支援者支援	災害発生時に、要介護者や障がい者等の避難行動要支援者の避難誘導や安否確認のため、継続的に避難行動要支援者名簿の整備を行い、住民組織等避難支援者等関係者と連携し、避難を支援します。	厚生課
90	新規 災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク事業 ^{※9} との連携	災害時における男女共同参画センター ^{※10} 等の相互支援ネットワークにより、大規模災害発生時に女性のニーズの集約・発信等連携協力します。	人権推進課

(5)防災における男女共同参画 **新規**

No.	事業名	事業内容	推進担当課
91	新規 防災分野への女性の進出支援	女性の消防団員の入団促進に積極的に取り組み、女性の消防団員の活躍を推進します。	地域消防課
92	新規 防災士資格取得の促進と支援	地域における防災活動に女性の視点を取り入れるため、防災士養成講座での女性の資格取得を推進します。	危機管理課

※9 災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク事業

平常時から男女共同参画センターの相互のネットワークを構築することにより、男女共同参画センター同士の共助の円滑化を図るとともに大規模災害発生時に全国の男女共同参画センターから物資、人、情報等を集約し発信することで、被災地へ的確に物資を提供し支援できる体制を整備することをいいます。

※10 男女共同参画センター

都道府県、市町村等が自主的に設置しており、「男女共同参画社会」の実現を目指した事業の展開、女性グループ等団体の活動の場の提供、相談、調査等多様な機能を果たす総合施設をいいます。